

1.太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下の『(3)申告が必要となる方』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。毎年12月に償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課資産税係までご連絡ください。

※償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれる限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

・申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供しては償却資産として申告の対象となります。 発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。 ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

2.償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンディ ショナ ー	表示 ユニット	電力量 計等
家屋に一体の建 材(屋根材など) として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋 根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所 (地上や家屋の 要件を満たして いない構築物な ど)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3.再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成 25 年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。該当となった場合につきましては、数年間課税標準額が軽減されることもありますので、下記の案内を参考に是非申請をご検討ください。

太陽光発電設備の課税標準の特例

平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合

①対象となる設備

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。

②特例内容

対象資産について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格の 2/3 に軽減する。

③申告方法

- 「償却資産申告書」の 11 課税標準の特例欄を「有」にする。
- 「償却資産の種類別明細書」の特例が適用される資産の行の摘要欄に特例適用条項を記載する。
- 「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」を記載する。
- 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）」の写しを添付する。
- 電気事業所と締結している「特定契約書」の写しを添付する。

平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合

①対象となる設備

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。
経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けていないこと。

②特例内容

対象資産について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格の 2/3 に軽減する。

③申告方法

- ・「償却資産申告書」の 11 課税標準の特例欄を「有」にする。
- ・「償却資産の種類別明細書」の特例が適用される資産の行の摘要欄に特例適用条項を記載する。
- ・「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」を記載する。
- ・（一社）環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを添付する。